

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、外来の際お渡しする書類に、誤って別の患者さんの手術説明書が混入するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げるとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 記載されていた個人情報

患者の ID、氏名、手術内容

2 事案の経過

8月17日(月)14時00分頃

主治医が患者Aへ手術説明書等書類を手渡す際、同日に受診・処置予定であった患者Bの書類を誤って混入させた。

8月24日(月)9時00分頃

- ・外来受診時に患者Aより、「前回受診時に手渡された書類に、別患者（患者B）の書類が混入していた」と申し出があり誤交付が発覚。
- ・患者Aより当該書類を返却いただき、主治医が誤交付について謝罪した。

8月26日(水)

主治医から患者Bへ架電し、他の患者に対し書類を混入させたことについて謝罪し、了承を得た。

3 誤交付の原因

- ・患者Aに書類を交付する際、主治医が氏名等の確認作業を怠ったため。

4 再発防止策

- ・個人情報の適切な取り扱いに関し、主治医の所属診療科及び、センター内で改めて周知するとともに、注意喚起を行った。
- ・患者に書類を交付する際、主治医および事務担当者が必ず氏名等の確認作業を実施し、書類の混入・誤交付を防止する手順を徹底する。